



あすみあグループ

相続した
不動産

を売却して 節税しませんか？

平成31年12月31日までに 売却するなら税金がお得に!!

※相続が開始した日から3年を経過する日の属する年の年末までに譲渡すること

一定の条件を満たした空き家の売却に対し、3,000万円の特別控除を行うというものです。
平成28年4月1日から、平成31年12月31日の間の売却が対象です。



当てはまる方、今が売り時
かもしれませんよ？

だれも住んでいない一軒家を相続している“あなた”へ朗報です！

売却をお考えであれば、3,000万円分、税金がかからない可能性があります。
諸条件があります。無料相談をお受けいたしますので、お気軽にお問合せください。

空き家の固定資産税は最大6倍!? 放っておくと大変です！

- ✓ 老朽化が進んで倒壊の危険性のある空き家
- ✓ 周囲の景観をそこなうような空き家
- ✓ そのまま放置しておくのが適切ではない空き家

これに該当する所有者を対象に
空き家対策特別措置法が適用され、
通常の固定資産税より高くなります！



不動産



税金



法律

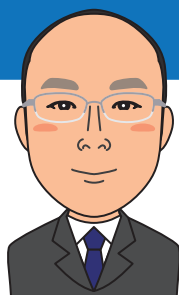
あすみあグループ

税理士、司法書士、行政書士、社会保険
労務士、土地家屋調査士、不動産会社
が所属しています。
不動産売却から、相続手続き、税金の
申告まで、ワンストップでご相談をお
受けすることができます。

無料相談受付中!!

ご相談・お問合せは、
「あすみあグループ」所属の
事務所までご連絡ください。

相続のご相談もお受けしています！お気軽にお問い合わせください!!



あすみあ不動産

☎082-506-3448



あすみあ司法書士事務所
☎082-569-5323



森川大史税理士事務所
☎082-261-1715



あすみあ土地家屋調査士事務所
☎082-205-5195



行政書士法人 Asumia
☎082-569-5320